

春の全道火災予防運動が実施されます！

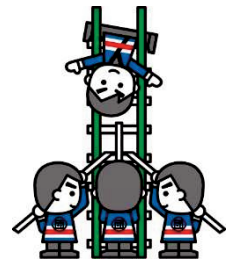
期間 4月20日(水)～4月30日(土)

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

全国統一防火標語

これからは、空気が乾燥し、風の強い日が多く、火災が多発する時季を迎えることから、市民の皆さまに、より一層防火意識を高めていただくために火災予防運動を実施いたします。

住宅火災を防止するために、今一度住宅の火を使用する機器や電気器具等を点検するとともに、放火防止のため住宅の周りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。



火災発生状況

年(1月～12月)	火災総件数	住宅火災件数	死者	負傷者
令和3年	31	12	0	3
令和2年	28	10	2	2

野火・山火事・山での遭難に注意！

野火火災や山林火災を防ぐためにも次のことに気をつけましょう。

- タバコの投げ捨てはしない
- ごみ焼きはしない
- 火遊びをしない
- 入林する際は火の取り扱いに 注意する

また、山での遭難などを防ぐため、次の事項にご注意ください。

- 家族などに行先や帰宅時間を伝えておく
- 単独行動は避け、複数で行動する
- 軽装での入山は危険、防寒着を装備する
- 携帯電話、ホイッスルを持参する



裏面も見てね！

○住宅防火10のポイント(4つの習慣、6つの対策)

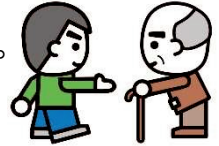
【4つの習慣】

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りには燃えやすい物を置かない。
- 3 こんろを使う時には火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し不必要なプラグは抜く。



【6つの対策】

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、確認しておく。
- 5 お年寄りや体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



住宅用火災警報器は正しく作動しますか？

住警器設置で 安全な暮らし



住宅用火災警報器(住警器)は、住宅への設置が義務づけられています。また、いざというときに、正常に作動するように、定期的に点検が必要です。本体のひもを引いたり、ボタンを押すことで点検できます。正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

【設置状況調査へのご協力のお願い】

住宅用火災警報器の設置状況を把握するため、電話による、聞き取り調査を5月に実施する予定です。

調査は、電話帳から無作為に抽出した100世帯を対象に行います。

時期が近づきましたら、広報誌や恵庭市ホームページで改めてお知らせします。皆様のご協力をお願いいたします。

第38回防火ポスター 受賞者決定！

島松仲町少年火防クラブ 久保田 翔太 さん(小4)



久保田 翔太さんの作品

恵庭市幼少年婦人防火協議会が主催した、第38回防火ポスター最優秀賞の作品です。

「文字が力強く標語が強く伝わります。コンロ、コンセント、タバコを指さし確認をして、防火意識を高めているのが良いです。」と評価されています。

この作品は、防火ポスターとして、4月中旬から市内の大型店舗や公共施設に掲示されます。

4月16日(土)～4月22日(金)まで、防火ポスターに応募していただいた13作品を花の拠点「はなふる」にて展示します。

応募作品や入賞者は、恵庭市ホームページでご覧になれます。

防火に関する
相談はお気軽に！



◎相談先電話番号

消防本部予防課 33-0990
消防署防火推進課 33-0991
消防署島松出張所 36-8439
消防署南出張所 34-9111

裏面も見てね！

